

船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則

1. 案内情報

- ① 手続名 : 認定事業場等の変更の届出
- ② 手続根拠 : 船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則第28条の3第1項
- ③ 手続対象者 : 製造工事等を行う者
- ④ 提出時期 : 同規則第28条の3第1項の表の中欄に掲げる場合。
- ⑤ 提出方法 : 書類を提出する者の住所を管轄する各地方運輸局等へ提出してください。
- ⑥ 手数料 : なし。
- ⑦ 申請書様式 : 変更しようとする事項及びその理由を記載した書面
- ⑧ 記載要領・記載例 : 最寄りの各地方運輸局等へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- ① 提出先 : 書類を提出する者の住所を管轄する地方運輸局等へ提出して下さい。
- ② 相談窓口 : 最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。